

役員報酬等規程

平成17年9月1日施行

第1条 この規程は、佐賀県信用保証協会の常勤及び非常勤の理事及び監事の報酬及び退職慰労金並びに常勤の理事及び監事の期末特別手当、及び通勤手当に関する事項を定めるものとする。

第2条 常勤及び非常勤の理事及び監事の報酬は、理事会において承認を得た額とする。

2 報酬の支給方法は、常勤役員については職員の例に準じ、非常勤役員については理事会、監事会開催の都度とする。

第3条 常勤の理事及び監事の退職慰労金は、その者の退職の日における報酬の月額に100分の20の割合を乗じて得た額に在職月数(1月未満の端数は切り上げて計算し、72月を限度とする。)を乗じて得た額とする。

2 非常勤の理事及び監事の退職慰労金は、20,000円に在職年数(1年未満の端数は月割とし1月未満の端数は切り上げて計算し、12年を限度とする。)を乗じて得た額とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 前2項の規定にかかわらず、常勤の理事及び監事のうち佐賀県を退職して就任した者及び非常勤の理事及び監事のうち地方公共団体の職員については、退職慰労金を支給しない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、退職した者に在職期間中の非違行為が認められた場合は、当該非違行為の内容、程度等を勘案して、退職慰労金の全部又は一部を支給しないことができる。

5 退職慰労金の支給方法は、職員の例に準じる。

第4条 期末特別手当及び通勤手当は、給与規程に準じて支給する。

附 則

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程の改正は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日に現に在職する常勤の理事及び監事(佐賀県を退職して就任した者を除く。)

並びに非常勤の理事及び監事(地方公共団体の職員を除く。)については、この規程施行前の在職期間を通算し、この規程による退職慰労金を支給する。